学校図書館法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○学校図書館法 (昭和二十八年法律第百八十五号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 紫	职
第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運	(
営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書	
館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従	
事する職員(汝項において「学校司書」という。)を置くよう努め	
なければなつなう。	
□ 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研	
修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならな	
3°	
(設置者の任務)	(設膻をの仕務)
第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるよう	第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるよう
その設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに	その設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに
数めなければならない。	努めなければならない。
(国の仕務)	(国の仕務)
第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を	第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左
整備し、及びその充実を図るため、 <u>次の</u> 各号に掲げる事項の実施	<u>の</u> 各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。
に努めなければならない。	
一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総	一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総
合的計画を樹立すること。	合的計画を樹立すること。

- び勧告を与えること。
 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及
- め必要と認められる措置を講ずること。三 前二号に掲げるものの頃か、学校図書館の整備及び充実のた
- び勧告を与えること。
 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及
- 必要と認められる措置を講ずること。 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため